

諮問第七号

下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、別紙のとおり審査請求があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十九条第四項の規定に基づき、諮問する。

平成二十六年九月九日提出

青森市長 鹿内博

審査請求書（下水道使用料3）

平成25年12月27日（金）

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 64歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長（以下「企業局長」という。）の平成25年11月27日（水）付け平成25年度下水道使用料納入通知書（平成25年11月分）による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成25年11月29日（金）

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人三国谷清一に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法・不当である。

- (1) 審査請求人宛に、企業局長から納入期限を平成25年12月16日とする「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書（納付制）平成25年11月分」（25年10月26日から25年11月25日まで）（以下「本件通知書」という。）が平成25年11月29日に郵送されてきた。
- (2) 審査請求人は、貴職が管理者する青森市公共下水道を使用しており使用料を貴職に納付する義務を負うが、企業局長から下水道使用料を請求される謂われはない。
- (3) 貴職が下水道使用料の納入通知書の発行を企業局長に委任しているのであれば、その旨公表し市民に周知を図るべきであり、その手続を怠り、徒に市民に不安を与えることは不当である。また、企業局長が永年にわたり審査請求人の下水道使用料の調定を行ってこなかったのは違法であり、本件通知処分は無効である。
- (4) 審査請求人は再三にわたり現行下水道使用料は原価を上回っており見直しすべきと市長・議会にも要請陳情しているが何ら対応することなく漫然と違法不当な下水道使用料を請求することは違法不当である。
- (4) 貴職は審査請求人が下水道使用料の適正化を求める方法の教示を求めるも一切無視し何らの教示をしない。更にまた、本件通知書には審査請求に関する教示について何ら記載されておらず違法であり、本件審査請求に係る処分は無効である。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありませんでした。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。



水工